

## 東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会

7月19日に開催された特別委員会では、「旧警戒区域の廃棄物処分」「市としての東京電力への損害賠償請求」などを審査しました。

### 旧警戒区域のガレキとゴミは

環境省（福島環境再生事務所）から処理方針、処理の進捗状況などについて報告を求めました。

事務所長は冒頭に「対策が後手後手になっており、お詫びする。」として、以下のような報告がありました。

#### ●ガレキ

ガレキの仮置き場を4ヶ所設置する。塚原の設置場所は決まったが、残3ヶ所は協議中である。塚原でのガレキ処理は、12月以降になる見込み。

仮設焼却炉も設置するが、場所はまだ決まっていない。焼却炉建設には10ヶ月程度を要する。

※ 新地町、相馬市では、仮設焼却炉の建設が始まっている。

#### ●生活ゴミ

一時帰宅等で生じたゴミは、既存の焼却施設（クリーン原町センター）で焼却する事が基本。

※ クリーンセンターの周辺住民の合意が得られておらず、まだ持ち込めない。

それまでの間は、各家庭で保管してもらおうが、一時仮置き場の確保を図りたい。

これらに対して、「市も協力して、一日も早い進行を望み」各委員から多くの質問や意見が出されました。

### 市としての東京電力への損害賠償請求

市財政課から「請求の基本方針」が、次のように説明がありました。

- ① 原発事故により新たに負担しなければならない経費及び原発事故が発生しなければ得られたであろう利益（逸失利益）を東京電力の補償基準公表を待つことなく、請求を進めていく。
- ② 損害賠償の対象範囲は、幅広く捉える。

これに対して委員からは、「損害のすべてを拾い上げること」「必要によっては訴訟もじささない姿勢で臨め。」などの意見が出されました。

### 「人災」認め、対策急げ 意見書可決

9月定例議会に特別委員会の提案で、以下の意見書案を提案し、全会一致で可決しました。

意見書は即刻、内閣総理大臣等に送付しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め、責任ある対応を求める意見書

7月5日、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から調査結果報告書が提出されました。この報告書の中で今回の原発事故は、国民の命を守ることによりも組織の利益を守ることを優先し、世界の安全に対する動向を知らながらも、それらに目を向けず安全対策が先送りされたことを根本的原因とする「人災」であると断じています。

政府においてはこの報告を真摯に受けとめ、下記事項について責任ある対応をするよう強く要望いたします。

記

1. 国は、原発事故を速やかに「人災」と認めること。
2. 福島第一原発の原子炉の状況を正確に把握し、真の意味での冷温停止状態へ導くとともに、可能な限り廃炉への行程を早めること。
3. 科学的根拠に基づいた、健康に影響を及ぼすことのない放射線量を明らかにし、地域のすべての土地においてその数値に至るまで、責任を持って除染をすること。
4. 被災者への賠償について、一律の基準によるのではなく、被災者

一人ひとりの立場に立った賠償をするよう促すこと。

5. いまだ多くの市民が市外への避難を継続していることから、高速道路の無料化や借上住宅など各種支援制度を継続して実施すること。

6. 市内に働く場所がないことが帰還の障害となっておりことから、市内への起業を誘発するような優遇制度の創設について国が主体的に取り組むこと。

7. 上記の項目について、市内において避難指示等の区域指定がなかった地域についても、一体的な対応を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

南相馬市議会議長



市議会で調査した時の福島第一原発3号機、4号機



荒木千恵子 議員

# 決まらない!

## 中間貯蔵施設

**問** 除染の最大の力となる中間貯蔵施設の設置に当たり、国は住民に対し、住宅や生業再建への支援など今後の見通しを示すべきだと考える。政府に進言する考えはないか。

**答** 国や県に対し、関係自治体との協議方針に関する見解を、私が述べる段階ではない。**問** 被害をもちに上がった南相馬市だから言えるのではないか。除染の推進に不可欠な問題である。国に申し入れる考えを再度伺う。

**答** 早期設置に向けては強く要望していく。**問** 農業を営みながら遊休農地に太陽光パネルを設置し、農業等で自家消費する取り組みに対し支援する考えがないか。

**答** 農業に再生可能エネルギー導入を促進させる法案が国会で審議

中。動向を踏まえ検討していきたい。

**問** 放射線被ばくから身を守る対策として、外部での休養が免疫力の回復に有効と注目されている。二本松市では、市費で子供たちを外部に休養に出している。南相馬市でも導入できないか。

**答** 今年、小中学生を対象に、様々な団体から招待があり、825人が



片倉地区除染状況



志賀 稔宗 議員

# 仮置場設置に

## 強制力ある手法は

**問** 市民は日々被曝し続けており除染の遅れは許されない。仮置場確保が難航しているが、土地収用法に代表される強制力のある手法を、導入する時期ではないか。

**答** 仮置場の設置には、地権者のみならず、周辺住民の理解が不可欠だ。法的強制力ではなく安全性について、丁寧な説明を繰り返して理解を得たい。

**問** 説明だけでは限界だ。力強い強制力のある手法が、迷惑施設に見合う思い切った優遇策が必要ではないか。**答** 地域振興の優遇措置等の要望には、可能な範囲で市として対応する。

**問** 市の除染を待ちきれず、個人除染した際は、市が費用負担する考えは。**答** 制度上、個人除染

は交付金対象外となる。東京電力に補償請求したい。

**問** 避難長期化により、仮設住宅での孤独死対策として、自治会の充実が重要だ。活動費として、市の予算化が必要では。**答** 自治会活動と共に保健婦等が巡回し、心のケアに努めている。自治会事業の公益性により、補助事業を活用する等、相談助言しながら助成する。

**問** 小高区の医療体制整備は、帰還に不可欠。**答** 小高病院の再開に向けた、課題と見通しは。帰還促進のため医療インフラの整備は重要。再開には医療スタッフの確保が課題。帰還状況、他医療機関の動向を把握しながら再開の問題について議論する。



片倉地区仮置き場

### 質問を終えて

本気になって除染を進めると考えれば、私の提案を前向きに考えざるを得ないはずですよ!!

#### その他の質問

- 1 雇用促進住宅の活用
- 2 等住宅対策の強化を
- 3 福浦小児童も小高小等と一緒に勉強を前倒して急ぐべし

### 質問を終えて

国会議員の立場でなくとも、被災地の声をどんどん発信すべきではないか。

#### その他の質問

- 1 集団移転への支援、
- 2 推進に向けた支援策
- 3 災害公営住宅の高齢者向け住宅の増設を
- 3 要介護・要支援者向け住宅の建設を